

令和2年第10回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和2年10月9日（金）午後2時

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 田村 星 寿

2番 中野 栄

3番 嶺岸 勝 志

4番 三須 清 一

5番 大井 栄 一

6番 大炊 三枝子

7番 成島 誠

8番 川村 泉 治

9番 宮久保 勝

4. 出席事務局職員

局 長 増 田 浩四郎

次 長 大 井 一 郎

農地係長 富 塚 隆 則

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）について

議案第4号 我孫子市農業委員会事務局処務規程の改正（案）について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 農地パトロールの結果について

報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出書について

三須清一会長 ただいまから、令和2年第10回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

8番 川村泉治委員

9番 宮久保勝委員

よろしくお願いたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」4件。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」6件。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の設定について」は新規設定1件、再設定4件。

議案第4号は「我孫子市農業委員会事務局処務規程の改正（案）について」です。

以上で、議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号整理番号1番から3番「農地法第3条の規定による許可申請について」は、一体性のある案件と判断して一括して審議したいと思います。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

御異議ございませんか。

(なし)

御異議ないものと認め、議案第1号整理番号1番から3番は、一括審議とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号整理番号1番から3番「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

三須清一会長 次に、議案第1号整理番号4番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第1号整理番号4番「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年10月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、説明をいたします。議案資料は13ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇〇〇地先の畑1筆、面積は413平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西側約424メートルに位置しています。位置図は、議案資料の16ページを御覧ください。

譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇〇〇の方です。農業経営規模を拡大するため、自作地から近く耕作に便利な農地の所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第1号整理番号4番について、調査結果を報告します。

譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、自作地のみで約0.71ヘクタール、農業従事日数は、本人は年間250日、弟が120日です。トラクターをそろえています。

経営農地については、全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や、常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との決定に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号整理番号4番「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号4番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第2号整理番号1番から6番「農地法第5条の規定による許可申請について」は、一体性のある案件と判断して一括して審議したいと思います。

御異議ございませんか。

(なし)

御異議ないものと認め、議案第2号整理番号1番から6番は一括審議とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号整理番号1番から6番「農地法第5条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年10月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、説明をいたします。議案資料は19ページからとなります。

整理番号1番から6番の申請地は、〇〇字〇〇〇〇地先の畑9筆、合計面積は9,365平方メートルです。

所在地は、JR〇〇駅の東側約1.81キロメートルに位置しています。位置図は、議案資料の27ページから29ページを御覧ください。

譲受人は東京スマートハウジング株式会社で、譲渡人は〇〇〇〇〇〇の方1名と〇〇の方2名と〇〇の方1名と〇〇の方3名の合計7名です。調整区域の農地の地上権の設定1筆と所有権の移転を8筆し、太陽光発電施設を設置しようとするものです。

当該地は、太陽光発電施設を計画する要素である障害物もなく、平坦で道路に接しているため、設置が容易であり最適であることから、太陽光発電事業用地として適しています。計画する太陽光発電施設は、パネル板1,792枚、パワーコンディショナー13台を設置し、499.5キロワットを発電するものです。

事業にかかわる経費は、整地費を含む建設費〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円、諸経費を含む土地代〇,〇〇〇万円、合計〇億〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円で、全額自己資金で行う計画で、金融機関の残高証明を確認しています。

また、電力会社への売電は20年固定で、1キロワット当たり税抜き〇〇円です。なお、電力会社への申込みは済んでおり、経済産業省からの認定も受けています。

他法令は、埋蔵文化財が該当し、我孫子市教育委員会へ届出書を提出しています。
事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第2号整理番号1番から6番について、調査結果を報告します。
譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

現地調査では、申請地は平たんで埋立てなどもなく、雨水は近隣土地より低く敷地内に自然浸透させ、施設はフェンスで囲い施設し、防犯・防災に努めるとのことです。隣接農地所有者からは、事業内容を説明し、意見は特にありませんが、今後あった場合は対応するとのことです。

なお、当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

以上のことから、第2調査会では、農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしていることから、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号1番から6番「農地法第5条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1番から6番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 「農用地利用集積計画（案）の決定について」。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年10月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案書は5ページからとなります。議案資料は40ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は5,348平方メートルです。借受者は〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇の方です。借受期間は7年間、借賃は全面積に対して〇万円です。

整理番号2番、賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の登記地目田、現況地目畑4筆、畑3筆、田2筆、合計9筆、合計面積は2,328平方メートルです。借受者は〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は全面積で〇万円です。

整理番号3番、使用賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は942平方メートルです。借受者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は6年間、借賃は無償です。

整理番号4番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田4筆、〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田2筆、合計6筆、合計面積は2,078平方メートルです。借受者は特定非営利活動法人手賀沼トラストで、貸付者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇万円です。

整理番号5番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田4筆、合計面積は1,446平方メートルです。借受者は特定非営利活動法人手賀沼トラストで、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇万円です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から、議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第3号整理番号1番の借受者の経営面積は、借受地のみ約0.76ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日、父と母が120日です。トラクター、管理機、農用自動車等をそろえています。

続いて、整理番号2番の借受者の経営面積は、借受地のみで約0.67ヘクタール、農業従事日数は、本人が年間152日、妻が87日です。トラクター、農用自動車、耕運機等をそろえています。

続いて、整理番号3番の借受者の経営面積は、借受地のみで約0.57ヘクタール、農業従

事日数は、本人が年間325日、母が20日です。トラクター、草刈り機、管理機をそろえています。

続いて、整理番号4番、5番の借受者の経営面積は、借受地のみで約2.18ヘクタール、農業従事日数は年間250日です。管理機、草刈り機、田植え機をそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号整理番号1番から5番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

議案第3号整理番号1番から5番について、決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1番から5番は原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 続いて、議案第4号「我孫子市農業委員会事務局処務規程の改正（案）について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の10ページをお開きください。

議案第4号「我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部改正（案）について」、我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部改正（案）について、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年10月9日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

事務局処務規程の局長の専決事項第7条第2項第3号中「法第4条第1項第7号」を「法第4条第1項第8号」へ、「法第5条第1項第6号」を「法第5条第1項第7号」へそれぞれ改正するものです。

変更の経緯としましては、令和元年5月に成立し、同年11月から施行した農地中間管理

事業の推進に関する法律などの一部を改正する法律の改正により、農地法第4条第1項第4号及び第5条第1項第3号が新設されたことにより、それぞれ1号ずつ号がずれました。

条文の内容は、申請者が市街化区域内の農地を農地以外にする場合に、農業委員会へ届出を行い、農業委員会が受理するものです。

なお、今回の改正による事務の支障はありません。

説明は以上です。

三須清一会長 これより議案第4号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、議案第4号について採決します。

原案どおり改正することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は、原案どおり改正することとしました。

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。

報告は第1号から第4号までの4件です。

報告第1号は「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。届出事由は2件とも住宅です。

報告第2号は「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。届出事由は2件とも住宅です。

報告第3号は「農地パトロールの結果について」です。富塚係長より説明いたします。

富塚隆則農地係長 それでは、私のほうから「農地パトロールの結果について」御報告いたします。

お手元にございます別紙1を御覧ください。

第1地区は7月28日、第2地区は7月30日、第3地区は7月31日、第4地区は8月4日に、各地域の担当の農業委員、推進委員とともに現地の確認をいたしました。

別紙1に載っているリストは、今回のパトロールで新たに発見した遊休農地と思われる一覧です。ここに載っている46筆の農地については、農地法第32条に基づき、11月の末までに利用意向調査を行う予定です。

簡単に説明いたしますと、この農地については、農地としては活用されていないが、今後どうするのかを確認する内容です。中間管理事業の利用に移行する、中間管理事業にあっせんを希望する、自ら耕作するなどの項目を選択してもらい、回答してもらう調査です。この調査書を農業委員会から出した日から6か月後に再度現地を調査し、自ら耕作する意向を示しておきながら現状が変わっていなかった場合には、中間管理事業に協議するよう勧告することになっております。

こちらに載っている農地で、自ら耕作するや未回答だったものについては、来年度の農地パトロール時に現地を確認することとなります。その際には、皆様に御協力をいただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

報告は以上です。

事務局 もう一つ、報告第4号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」、1件受理しました。届出事由は相続です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から4号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和2年第10回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

会 長

署名人

署名人